

## 6次産業化支援事業

【1, 443(3, 639) 百万円】

### 対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援します。

### <背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇を増大し、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消等の取組を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業者等の新商品開発・販路開拓や、農林水産物の高付加価値化等に必要機械・施設の整備等を支援します。

### 政策目標

#### 6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

### <主な内容>

#### 1. 6次産業化推進支援事業

741(1, 445) 百万円

##### (1) 地域段階支援

農林漁業者等による6次産業化、農商工連携、地産地消等の取組を推進するため、地域の農林漁業者等による計画づくりや新商品開発・販路開拓、農林漁業者等を対象とした技術研修、異業種との交流会の開催などの取組を支援します。

##### (2) 全国段階支援

中央6次産業化サポートセンター(仮称)において、6次産業化の専門人材の育成、経営の発展段階に即した個別相談等を実施し、農林漁業者等による6次産業化等の取組を支援します。また、販路開拓の機会を創出する商談会・フェアの開催等への支援や取組の推進に必要な情報提供等を行うとともに、県域を超える広域で多様な事業者が連携しネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓等について支援します。

補助率：定額、1/2以内  
〔六次産業化・地産地消法等の認定者へは2/3以内〕  
事業実施主体：民間団体等

#### 2. 6次産業化整備支援事業

702(2, 194) 百万円

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、当該事業計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備を支援するとともに、広域で取り組む6次産業化ネットワークによる取組に必要な大規模な加工施設等の整備を支援します。

補助率：1/2以内  
事業実施主体：民間団体等

(お問い合わせ先： 食料産業局産業連携課 (03-6744-2063 (直))